

専決処分書

市税条例の一部を改正する条例の制定について

市税条例の一部を改正する条例を制定することについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を要すべきところ、その処置に特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、同法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

記

市税条例の一部を改正する条例

別記のとおり

令和2年4月30日

伊丹市長 藤原 保 幸

市税条例の一部を改正する条例（令和２年伊丹市条例第
２６号）

市税条例（昭和２９年条例第３１６号）の一部を次のように改正
する。

附則第２２条の次に次の１条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例）

第２２条の２ 第９条第７項の規定は、法附則第５９条第３項にお
いて準用する法第１５条の２第８項に規定する条例で定める期間
について準用する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。